

ソーネホール利用規約

第1条 (利用申込)

- 1 当ホールの利用にあたっては、当ホールの利用会員となる必要があります。
- 2 利用当日の3か月前から申込みが可能となります。ただし、特別の事情があるときには、それ以前でも相談に応じます。

第2条 (利用可能日時等)

利用可能日時、利用できる部屋については、ソーネホールのカレンダーにてご確認ください。利用料金は、「ソーネホールご利用のご案内」に記載します。

第3条 (利用申込方法等)

- 1 ソーネホール利用申込にあたっては、会員専用ページより利用申請をお願いいたします。
- 2 メール又はお電話にて仮予約は可能ですが、ホール利用申請を受信した時点で正式な利用申込みとして受け付けます。ただし、同申請が仮予約日から1週間以内に送信されない場合、仮予約は無効となります。
- 3 問題がなければ、お申込みから約1週間以内に承認連絡をします。
- 4 前項の利用承認後の取り消しについては、キャンセル料が発生する場合があります。

第4条 (利用の優先順位)

- 1 同じ日時・部屋の利用申込みが重複した場合、受付日時が早い方の申込みを優先します。
- 2 運営会社の都合で、使えない日時・部屋がある事がありますので予めご了承ください。

第5条(利用の制限・取消し)

- 1 次のような場合は、利用が認められないことがあります。
 - (1) 営業活動や、専ら営利を目的とするもの
 - (2) 特定の宗教、政党の宣伝を目的とするもの
 - (3) 大きな音を出して、大曽根住宅及びソーネおおぞねに迷惑をかけると思われるもの
 - (4) その他、ソーネホール事務局において管理上問題があると判断したもの

2 次のような場合には、利用を取り消す場合があります。

- (1) 申込内容と実際の内容が大きく異なっている場合
- (2) 事務局の指示に従わない場合
- (3) ソーネおおぞね側の事情でソーネホールが使用できなくなった場合

第6条 (利用者の管理・保全責任)

- 1 利用者は、利用終了後すみやかに片付け、清掃を行い元の状態に戻してください。
- 2 利用時に発生したゴミ等はお持ち帰りください。ただし、資源となるものは引き取らせていただきます。
- 3 利用の際に、設備・備品等を破損した場合は、利用者の責任で弁償していただきます。

第7条 (会場内への飲食物の持込み・利用)

- 1 会場内への飲食物の持込みは原則禁止とします。ただし、お茶・水・茶菓子程度の持込みは可とします。
- 2 前項ただし書以外の飲食をホール内で行う場合には、ソーネカフェからの出前を注文してください。

第8条 (利用の細則)

本規約に定めのない事項は、別途定めます。

第9条 (規約の変更)

本規約を変更した場合には、事務局は速やか変更の趣旨及び内容を会員に通知するものとします。

第10条 (規約の発行)

本規約は、2018年6月20日をもって発行します。

以上